



〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所)

TEL:0224-25-3107

労働市場の動向(令和8年月内容)

<求人ハローワークへ!!>

【求職の状況】

- 新規求職者数は118人で、前月と比べて15.1%減少した。
- 月間有効求職者数は667人で、前月と比べて1.2%減少した。

【求人の状況】

- 新規求人数は202人で、前月と比べて1.0%増加した。雇用形態別でみると一般は前月と比べて2.0%減少し、パートは前月と比べて10.4%増加した。
- 月間有効求人数は596人で、前月と比べて2.2%増加した。

【求人倍率の状況】

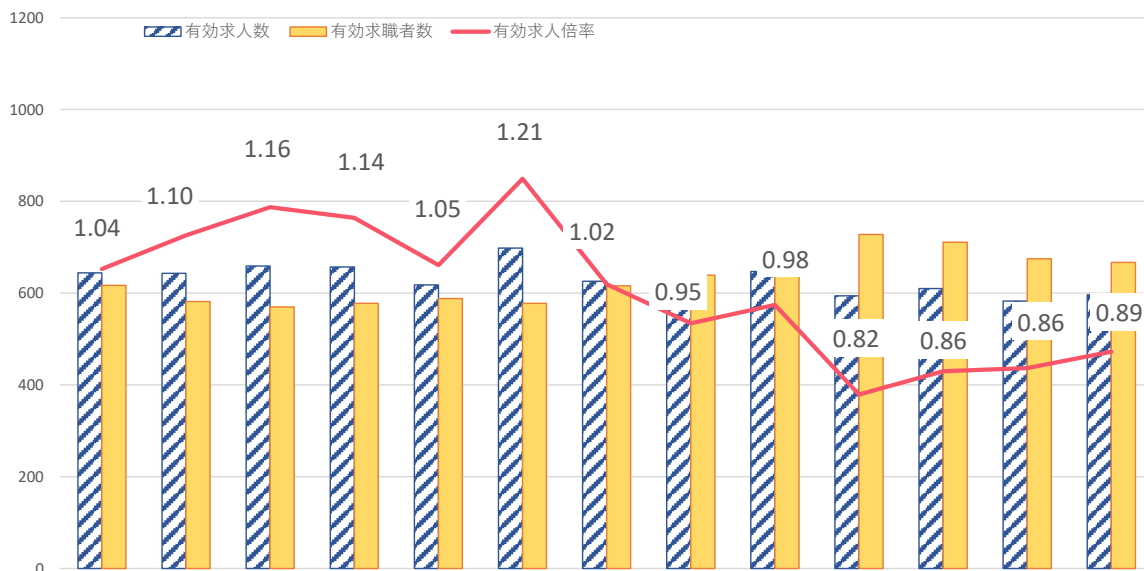
- 有効求人倍率は0.89倍で、前月と比べて0.03ポイント増加した。
雇用形態別でみると一般は1.05倍で前月と比べて0.01ポイント減少した。
パートは0.66倍で、前月と比べて0.07ポイント増加した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数などが含まれている。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)

原数値



	令和7年 7月	令和7年 8月	令和7年 9月	令和7年 10月	令和7年 11月	令和7年 12月	令和8年 1月	令和8年 2月	令和8年 3月	令和8年 4月	令和8年 6月	令和8年 7月	令和8年 8月
有効求人数	644	643	659	657	618	698	626	604	647	594	610	583	596
有効求職者数	617	582	570	578	588	578	616	639	661	728	711	675	667
有効求人倍率	1.04	1.10	1.16	1.14	1.05	1.21	1.02	0.95	0.98	0.82	0.86	0.86	0.89

一般職業紹介状況（令和8年8月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
求 職 関 係	新規求職者数	118	▲ 15.1	19.2
	うち男	53	▲ 29.3	1.9
	うち女	65	1.6	38.3
	年 齢			
	別			
	～44歳	53	▲ 14.5	23.3
	45～54歳	22	▲ 8.3	37.5
	55歳～	43	▲ 18.9	7.5
	月間有効求職者数	667	▲ 1.2	14.6
	うち男	323	▲ 4.4	15.8
	うち女	344	2.1	13.5
	年 齢			
	別			
	～44歳	252	8.2	27.3
	45～54歳	131	▲ 3.7	17.0
	55歳～	284	▲ 7.2	4.4
求 人 関 係	新規求人数	202	1.0	4.1
	主 要 産 業 別			
	建設業	33	▲ 34.0	▲ 15.4
	製造業	19	▲ 48.6	90.0
	卸売・小売業	10	25.0	▲ 33.3
	飲食店・宿泊業	28	47.4	12.0
	医療・福祉	56	7.7	▲ 11.1
	月間有効求人数	596	2.2	▲ 7.3
就 職 関 係	紹介件数	123	▲ 12.1	23.0
	うち男	59	▲ 23.4	25.5
	うち女	64	1.6	20.8
	就職件数	27	▲ 41.3	▲ 6.9
	うち男	11	▲ 54.2	0.0
	うち女	16	▲ 27.3	▲ 11.1

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令8年8月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適用関係	月 末 現 在 事 業 所 数	791	790	793	
	資 格 取 得 者 数	80	137	68	
	資 格 喪 失 者 数	108	107	234	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,832	10,862	10,887	
給付関係	一般	受給資格決定件数	35	31	28
		受給者実人員	171	170	187
		支給金額（千円）	21,182	23,002	23,792
	高齢	受給者数	7	20	7
		支給金額（千円）	1,598	5,239	1,766
	特例	受給者数	0	1	0
		支給金額（千円）	0	253	0
	再就職手当	支給人員	12	11	7
		支給金額（千円）	8,895	4,115	3,594

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **1,098**円

令和 8 年 1 0 月 1 日から！

（ 9 月 3 0 日までは時間額 1,0 3 8 円 ）

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます（ただし、上記宮城県最低賃金額が特定最低賃金額を上回っている場合は、宮城県最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。）。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 0 2 2—2 9 9—8 8 4 1

仙 台	労働基準監督署	電話	0 2 2—2 9 9—9 0 7 2
石 巻	労働基準監督署	電話	0 2 2 5—2 2—3 3 6 5
古 川	労働基準監督署	電話	0 2 2 9—2 2—2 1 1 2
大 河 原	労働基準監督署	電話	0 2 2 4—5 3—2 1 5 4
瀬 峰	労働基準監督署	電話	0 2 2 8—3 8—3 1 3 1

詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

支払われる賃金※と適用される最低賃金との比較方法

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

(1) 時間給制の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(2) 日給制の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(3) 月給制の場合

月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額 1,098 円)が適用される事業場で働く A さんの労働条件を、月給 190,500 円、1 日の所定労働時間 8 時間、年間所定労働日数 260 日とします。

月給 190,500 円 $\times$ 12 ヶ月

1,099.03 円 $\geq$ 1,098 円

8 時間 $\times$ 年間所定労働日数 260 日

この場合は最低賃金額以上となっています。